

〈オミクロン株対応運用版〉

新型コロナウイルス感染症に関する県立学校の出席停止及び臨時休業等の基準

令和4年（2022年）4月6日

熊本県教育委員会

1 出席停止の基準・期間

学校は、幼児児童生徒（以下、「児童生徒等」という。）が次の①から⑧の基準に該当した場合、速やかに保護者から学校に報告させる。

	基 準	期 間
①	児童生徒等の感染が判明した場合	治癒するまで
②	児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合	感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して7日間
③	児童生徒等がPCR検査等※1を受けることが決定した場合（上記②の濃厚接触者に特定された者を除く）	陰性と判明するまでの期間
④	児童生徒等に発熱等の風邪症状や息苦しさ、倦怠感、味覚・嗅覚障がい等の症状※2がみられる場合	症状がみられなくなるまで
⑤	熊本県リスクレベル※3のレベル2以上に該当する際、同居の家族に未診断の発熱等の風邪症状がみられる場合	同居の家族に症状がみられなくなるまで
⑥	海外から帰国し、政府から自宅待機を要請された場合	政府から要請された期間
⑦	新型コロナワクチンを接種する場合※4	校長が必要と認める期間
⑧	その他、校長が出席停止を必要と認める場合※5	校長が必要と認める期間

※1 PCR検査、抗原検査等、新型コロナウイルス感染症を判定するための検査。

※2 新型コロナワクチン接種に伴う副反応により、発熱等の風邪の症状等がみられる場合も含む。

※3 熊本県リスクレベル（目安）

レベル	本県の基準	
	病床基準（最大確保病床使用率）	新規感染者基準（週感染者数）
レベル4 避けたいレベル	80%	—
レベル3 対策強化レベル	40%	874人
レベル2 警戒強化レベル	15%	175人
レベル1 維持すべきレベル	—	17人
レベル0 感染ゼロ	県内で継続的な感染が起こっていない状況	

※4 新型コロナワクチンの接種を受ける際、期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等、校長が出席しなくてもよいと認める場合。

※5 「その他」とは、次の状況等のことをいう。

- ・児童生徒等や保護者が、登校について不安（感染する不安、本人・同居する家族に感染の疑いがあり他人に感染させる恐れによる不安等）を持ち、保護者から休ませたいと相談があり、校長が合理的な理由があると判断する場合。
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等に感染の不安があり、主治医の見解を基に、保護者から休ませたいと相談があった場合。
- ・新型コロナワクチン接種後、児童生徒に発熱等の風邪の症状以外があり、児童生徒等や保護者から状況を聴取し、校長が出席停止を必要と認める場合
- ・学校で感染者と接触（感染者の感染可能期間（発症2日前～）の接触）があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした場合